

意見

聴かせてください！ あなたの

市では、20年後のまちづくりに関する目標や将来像を定める「つくば
みらい市都市計画マスタープラン（案）」および「ラブホテル建築等規制
条例（案）」へのご意見を募集します。

【意見を提出できる方】

- 次のいずれかに該当する方
が、意見を提出できます。
- 市内に住所がある方
- 市内に事務所または事業所が
ある方
- 市内の事務所または事業所に
勤務している方
- 市内の学校に在籍している方

【意見募集期間】

- 都市計画マスタープラン（案）
11月27日（金）～12月26日（土）
- ラブホテル建築等規制条例（案）
11月19日（木）～12月18日（金）

【意見の提出方法】

閲覧場所に設置してあるそれ
ぞれの意見提出用紙を、都市計

【閲覧できる場所】

- ・市に対して納税義務がある方
プラン案または条例案に利害
関係を有する方

次の場所で閲覧することがで
きます。

- ・伊奈庁舎 市民窓口課
- ・谷和原庁舎 都市計画課
- ・市ホームページ

<http://www.city.tsukubanairai.lg.jp/sec/hisyo-koutyou/pabkome/09.htm>

【都市計画マスタープラン】

市における道路、公園、下水道、土地利用のあり方など、20年後の都市計画やまちづくりについての目標および将来像を定めるものです。今後の都市づくりにかかわる各種事業や、計画についての共通の指針となります。

【ラブホテル建築等規制条例】

市民の良好な生活環境の保全および青少年の健全な育成を図るために制定するものです。

本年7月から8月にかけて意見募集を実施しましたが、その後の関係機関との協議により、一部修正が生じたため、再度意見を募集します。

◆修正内容（概要）

ラブホテル建築等の禁止区域
修正前…市内全域
修正後…都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域以外の地域

育児・介護休業法が変わります！

育児・介護休業法が改正され、次のとおり段階的に施行されます。

【平成21年9月30日施行】

- ①育児休業などに係るトラブル解決のため、都道府県労働局長による紛争解決援助制度が利用できます。
- ②法違反に対する勧告に従わない場合の公表制度や、虚偽の報告などをした企業に対する過料制度が設けられました。

【平成22年4月1日施行】

育児休業などに係るトラブルについて、調停委員による調停制度が利用できます。

【「平成21年7月1日から1年以内の政令で定める日」から施行】

- ①3歳までの子を養育する労働者は、「短時間勤務制度」および「所定外労働（残業）の免除制度」が利用できます。
- ②子の看護休暇制度が拡充されます。
- ③男性の育児休業の取得促進のため制度が見直されます。
- ④要介護状態の家族を介護する労働者は介護休暇を取得できます。

※一部の企業は、①④は「平成21年7月1日から3年以内の政令で定める日」から適用

問 茨城労働局雇用均等室 ☎ 029-224-6288

茨城労働局ホームページ (<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>)

画課まで郵送、ファックス、または閲覧場所へ直接持参するか、市ホームページより提出してください。

●提出・問い合わせ先
谷和原庁舎 都市計画課
(〒300-2492) つくばみらい市加藤237 ☎ 58
2111 (内線8161) FAX 52-6024

子育てが一段落したあと、もう一度働きたいと思う女性はたくさんいます。子育ての経験は、その人のキャリアにとって無駄にはなりません。ひとりの人間を産み育てる経験があるからこそ、仕事にもプラスにつながることもあります。

また、結婚や出産を理由に会社を辞めた人を、再雇用する制度を設ける企業も出てきています。さらには、「自分で会社を立ち上げよう！」と、起業したりする女性も増えています。

個性と能力を生かす社会へ

～男女共同参画コラム～

内閣府では、やる気を出して活躍したいと考えている女性を応援するホームページ「チャレンジサイト」(<http://www.gender.go.jp/e-challenge/>)を開設しています。どうぞご利用ください。

いくつになっても、チャレンジ精神を忘れずに！

子育てを通じて社会に貢献するだけでなく、これまで受けた教育、経験、そして個性をいかして、自分のできることから社会に貢献することで、より深い生きがいが見出せるようになります。

Vol.4
【子育て経験でパワーアップ！
社会での活躍に再チャレンジ！】